

# 震災津波関連資料の収集・活用等に係る ガイドライン（たたき台）

平成 27 年 9 月 28 日

岩手県復興局

[目次]

はじめに	1
第1章 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状	2
1 収集・整理・保存・活用の必要性	2
2 収集・活用等の現状	3
第2章 震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性等	5
1 震災津波関連資料の範囲	5
2 収集・活用等の課題と対応の方向性	7
第3章 震災津波関連資料の収集・活用等の体制	9
1 推進体制の整備	9
2 計画的な推進	10
第4章 震災津波関連資料の収集・活用等プロセス	11
1 全体の流れ	11
2 作業計画	12
3 所在調査	13
4 権利処理	15
5 収集	17
6 整理・分類	19
7 保存	21
8 活用	24
参考資料	24
《参考1》 用語の説明	
《参考2》 収集・活用等におけるQ&A	
《参考3》 関係するガイドライン	
《参考4》 先行事例（県内・県外）	
《参考5》 本ガイドライン作成までの経過	

## はじめに

震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用に当たっては、基本的な考え方や留意点について、ガイドラインを作成し、県と市町村で共有する旨記載。

(第3回有識者会議において素案を提示予定)

## 第1章 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状

### 1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性

東日本大震災津波による被災状況、また復旧・復興に関わる個人や団体など様々な主体が行った各種活動の記録（写真、映像、音声、メモ等）、被災者や報道機関等に向けて県・市町村が作成・配布した資料・チラシ、震災の爪痕を残した遺物などの震災津波関連資料は、今回の未曾有の大災害を後世に伝えていくための貴重な歴史的資料であるとともに、将来発生する自然災害に向けた教訓を我が国はもちろん世界各国に対して情報発信を行う上で重要な資料となるものである。

一方、震災津波からの月日が経過するに連れて、各地域に残っている資料の散逸が進む中で、これらの資料を早急に収集し、適切に整理・保存・活用（以下、「収集・活用等」という。）するしくみづくりが求められている。

### 2 震災津波関連資料の収集・活用等の現状（平成27（2015）年9月現在）

岩手県（県立高校・県立病院含む。以下、「県」という）・県被災沿岸部12市町村（小中学校・消防含む。以下、「沿岸市町村」という）において震災津波関連資料の収集・活用等の取組状況は自治体ごとに多少の差異はあるものの、書籍・紙・写真等の収集・保存や記録誌・証言集の編纂がある程度進んでいる。また、一部の市町村や民間等がデジタルアーカイブを構築するなど、県内の震災津波関連資料は、一定程度の蓄積がなされている。

#### (1) 収集・整理・保存

##### ① アナログ記録（文書、写真・画像、発災前の音声・映像・動画（テープ等））

###### ア 県

- ・県立図書館：図書資料、刊行物等二次資料を中心に収集
- ・県立博物館：「文化財レスキュー」により歴史的資料を収集・保存

###### イ 沿岸市町村

- ・県内市町村図書館：二次資料中心に収集（デジタル記録は対象外）

###### ウ 大学

県立大学・岩手大学ともに震災津波関連資料（特に研究論文等）を収集

##### ② デジタル記録（テキスト情報、写真・画像データ、音声データ、映像・動画、ウェブページ、ブログ・SNS）

###### ア 県

- ・県：被害状況や発災時における県の対応を記録誌として編纂するため、画像等を収集
- ・県立図書館：CD、DVD等のデジタル記録について収集

###### イ 沿岸市町村

各市町村：記録誌・検証誌の作成用に画像中心に資料を収集。（被災当初から復旧期、復興期1年までの資料が中心）

## 【参考】

### ○阪神・淡路大震災の場合

- ・神戸大学図書館：震災文庫において図書類・紙資料を収集
- ・人と防災未来センター：同センター内資料室において資料の収集保存し公開  
ア 震災資料の収集・整理、保存、公開に関わる基本的な課題を検討  
(H10～H12、研究会 19 回、検討部会 13 回)
- イ 震災資料の公開、検索システムについて検討 (H13、研究会 (6 回)、  
検討部会 (7 回) 開催

### ○新潟中越地震の場合

- ・(公社)中越防災安全推進機構※を中核として、チラシ、図書類、記録写真等を収集・保存
- ・長岡市図書館文書資料室において震災文庫(小中学校、市役所の資料、図書類等)を設置

※(公社)中越防災安全推進機構：平成 18 年 4 月設立。  
目的：震災・災害復興／震災・災害体験の市民化、社会化／地域活性化、殖産興業  
「中越メモリアル回廊」の整備を推進、事務局を担う。

### ○総務省運用モデル実証事業(平成 24 年度)

#### ※平成 24 年度総務省運用モデル実証事業(東日本大震災アーカイブ基盤構築プロジェクト)の概要

- 総務省は委託事業により、被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県)において、東日本大震災に関するデジタルアーカイブを構築。構築・運用する際の課題を抽出・検討し、「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用ガイドライン」の作成に反映させるとともに、東日本大震災に関する記録・記憶・資料等を収集・保存・公開する体制整備の推進を図ることが目的。
- 岩手県においては、凸版印刷が受託。資料収集範囲を陸前高田市、大槌町に設定し、事業実施。
- 県は、岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会の委員として参画。
- この事業は、単年度で終了したが、凸版印刷が暫定的に平成 26 年 11 月末まで自己負担で公開。

## ② その他(物体(遺物、遺構)など)

震災津波関連資料には、上記①のほか、物体(遺物・遺構\*)等もある。

\*遺物・遺構とは

- ・地震や津波の痕跡をとどめているものすべて。
- ・動産的なものを遺物、不動産的なものを遺構とする。

(3.11 震災伝承研究会 今村文彦委員資料より)

ア 遺物

県が今年中に実施予定の所在調査において、沿岸市町村が保有する遺物について把握する予定。

イ 遺構

これまでの震災遺構の保存に向けた復興庁による支援(岩手県関係分 事業名、対象施設)は以下のとおり。

- ・宮古市 「津波遺産保存整備事業」(復興交付金)(たろう観光ホテル)
- ・田野畑村 「震災遺構保存整備事業」(復興交付金)(明戸防潮堤)

- ・大槌町 「大槌町震災遺構保存調査事業」(復興交付金)(旧役場庁舎)

## (2) 活用

### ①記録誌の編纂

被害状況や発災時における行政の対応、復旧・復興の歩み等を記録誌として編纂

#### ア 県

県内防災関係機関による応急対策や、被害状況等を記録した「岩手県東日本大震災津波の記録」を編纂

#### イ 沿岸市町村

洋野町、久慈市、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市において編纂

また、宮古市(続編)、山田町、大槌町、大船渡市においても編纂予定

### ②伝承施設等における展示

#### ア 県

高田松原津波復興祈念公園内に設置する震災津波伝承施設において展示を検討

#### イ 沿岸市町村

大槌町((仮称)大槌メディアコモンズ)、釜石市((仮称)釜石市震災メモリアルパーク)、陸前高田市((仮称)一本松記念館)において展示を検討

### ③デジタルアーカイブによる公開

#### ア 沿岸市町村

- ・公開中 久慈市・野田村・普代村(3市村で共同)
- ・構築を検討中 釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町
- ・未検討 宮古市、山田町、洋野町、岩泉町、田野畑村

#### イ 民間

- ・岩手日報では「3. 11 東日本大震災 ～立ち上がろう岩手～」を特集
- ・NHK 盛岡放送局では「あの日あの時」の映像証言集を公開

#### ウ 県外

- ・総務省(国立国会図書館): 東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」を公開
- ・宮城県: デジタルアーカイブを公開。他に多賀城市、東松島市、気仙沼市等で公開済み
- ・その他、東北大学「みちのく震録伝」、国土交通省東北地方整備局「震災伝承館」、NHKや河北新報社の報道機関、ヤフー、Google 社等民間企業においてデジタルアーカイブを公開。

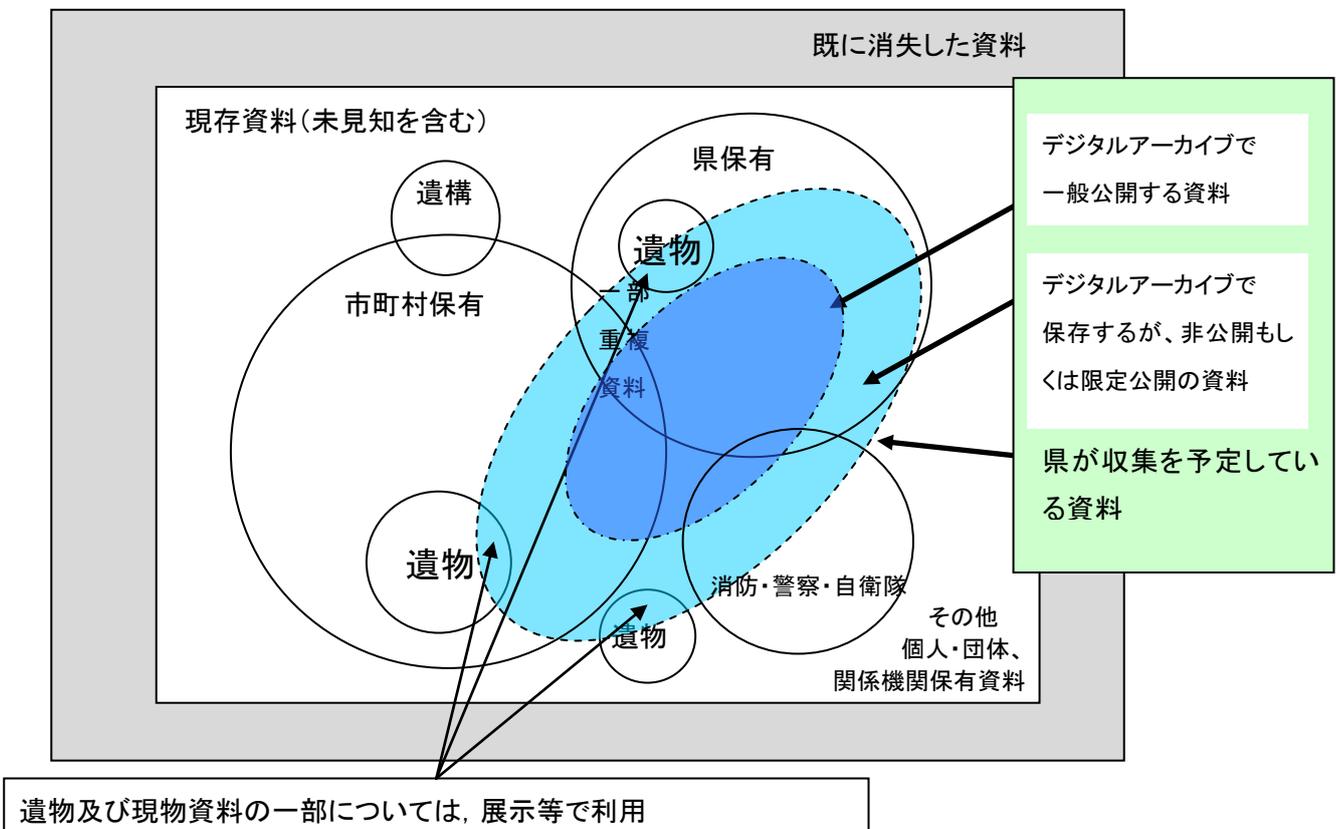
## 第2章 震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性等

### 1 震災津波関連資料の範囲

震災津波関連資料の範囲は当面、以下に掲げる、アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物、遺構）とする。

- ① 東日本大震災津波の実態が分かるもの  
津波の到達時間・浸水深・遡上高の記録、震源位置・地震動の記録 など
- ② 東日本大震災津波の被害の実態が分かるもの  
津波が押し寄せる映像記録、14時46分で止まった時計、人的・物的被害の記録 など
- ③ 東日本大震災津波の対応の実態が分かるもの  
災害対策本部の議事録、記録誌、広報誌、報告書 など
- ④ 被災者の生活実態が分かるもの  
避難所、仮設住宅での活動計画書、活動記録、住民アンケート など
- ⑤ 復興計画・事業の経過などを示す資料・記録類  
復興計画、まちづくり協議会の資料 など
- ⑥ 震災前のまちの様子（街並み、生活、文化等）が分かるもの  
震災前の映像、写真 など

震災津波関連資料の範囲(イメージ図)



## 2 収集・活用等の課題と対応の方向性

### 2-1 収集・活用等の目的の明確化

#### 〔課題〕

震災津波関連資料の収集や公開の目的が不明瞭なため、組織的、系統的な資料の収集や公開などできない。また、沿岸市町村等が民間から資料を提供いただく上でも目的の明確化は必要。

#### 〔対応の方向性〕

- (1) 震災津波及び震災からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を国内外の防災活動に活かすため、県内における震災津波関連資料の収集・活用等を進める。
- (2) (1)に掲げる震災津波関連資料は、震災で失われたもの、震災以前から復旧・復興までの人々の生活に係るすべての記録である。しかしながら、予算、人的資源が限られていることから、その全てを網羅し、収集・活用等を進めることは非常に困難である。このことから、県は主に次の3つの観点に立った収集・活用等を優先して進める。

#### ア 防災

今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ・的確に対応する上で必要な資料の収集・活用等を進める。

#### イ 教育

復興教育、防災教育を進め、子どもたちの心身の発達を促す上で必要な資料の収集活用等を進める。防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で必要な資料の収集・活用等を進める。

#### ウ 交流人口

復興ツーリズム、震災学習（企業研修旅行、教育旅行）などを意識した資料の収集・活用等を進める。

### 2-2 震災津波関連資料データの共有化

#### 〔課題〕

- (1) 県や沿岸市町村において、震災関連資料の取りまとめ部署が、各部署と連携しながら収集・活用等を進めるためには、一定の手引書が必要。
- (2) 現在は、県や沿岸市町村がそれぞれ資料を収集・活用等しているが、今後、互いに連携し、情報共有したり発信するためには、県や市町村が保有する資料についてのデータベース及びデータの共有化が必要。

また、震災津波関連資料をデジタル化し、公表するデジタルアーカイブの必要性は分かるが、デジタルアーカイブの構築・維持等に係る費用（人的コストを含む）が分からない。

過大な負担を負う可能性もあり、関連した取組を進めにくい。

#### 〔対応の方向性〕

- (1) 震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドラインの作成

震災津波関連資料を収集・活用等を進める際の基本的な考え方や留意点についてガイドラインを作成し、県と沿岸市町村で共有する。

## (2) デジタルアーカイブの構築

震災津波関連資料の収集・活用等を効果的に行うため、次に掲げるデジタルアーカイブを構築する。

ア 現在、県や沿岸市町村等が保有する震災津波関連資料のリスト

イ 震災津波関連資料のデジタルコンテンツ（遺物などは、スキャンや撮影などの方法によりデジタルデータ化したもの）

ウ ア及びイを保存するデータストレージ及び整理された形でデータを県民等に提供するためのWebサイト

また、デジタルアーカイブの構築に当たっては、利便性や拡張性を担保しながら構築・維持にできるだけ費用がかからない方法を検討し、その方向性については2-2(1)のガイドラインに盛り込む。併せて、県内市町村等がデジタルアーカイブを構築する際に県や大学、関係機関等が技術的助言などの支援を行うしくみづくりについて検討し、その方向性については2-2(1)のガイドラインに盛り込む。

## 2-3 震災津波伝承施設の設置

### 〔課題〕

(1) 沿岸市町村の中には伝承施設設置の動きがあるが、被災地に立地し県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝えるゲイトウェイとしての役割を果たす施設が必要。

(2) (1)の施設と沿岸各地の伝承施設等とのネットワーク化が必要。

### 〔対応の方向性〕

(1) 県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設の設置

高田松原津波復興祈念公園内に震災津波伝承施設を設ける方向で外部有識者の意見も聞きながら検討中。

(2) 震災津波伝承施設同士の連携

県及び沿岸市町村等の震災津波伝承施設との連携方策について検討し、2-2(1)のガイドラインに盛り込む。

## 2-4 資料に係る関係機関との連携

### 〔課題〕

警察、自衛隊、報道機関等の外部機関に対して写真等の資料提供を依頼しても、市町村単独では許可されない場合が多い。

### 〔対応の方向性〕

震災津波関連資料に係る関係機関との連携方策について検討し、2-2(1)のガイドラインに盛り込む。

## 2-5 普及活動

### 〔課題〕

沿岸市町村が民間等から資料を提供いただく意味でも資料の収集・活用等の重要性について、住民や関係団体へ普及・啓発する必要がある。

### 〔対応の方向性〕

県や沿岸市町村、関係機関が連携して、住民や関係団体を対象とした講演会や研修会、ワークショップ等を開催する。

## 第3章 震災津波関連資料の収集・活用等の体制

### 1 推進体制の整備

本県における震災津波関連資料の収集・活用等の推進に当たっては、県の推進体制の整備を図るとともに、沿岸市町村や国、大学、NPOや団体、企業など関係機関（以下「市町村や関係機関」という。）が既に様々な取組を行っていることから、沿岸市町村や関係機関との緊密な連携のもと、全県的かつ計画的な取組を推進する。

#### (1) 県の推進体制

##### ① 全県的な取組の推進

県は、沿岸市町村や関係機関と連携し、有識者からの意見もいただきながら、本県における震災津波関連資料の収集・活用等に関する施策の企画立案等に関して、全県的な取組を推進する。

##### ② 全庁的（又は部局横断的）な取組の推進

県は、庁内における関係各課等で構成する「庁内連絡会議」（事務局：復興局）を設け、全庁的（又は部局横断的）な取組を推進する。

#### (2) 市町村や関係機関との連携

##### ① 県・市町村連絡会議の設置による市町村との一体的な取組の推進

県は、沿岸市町村や県の担当室課等で構成する「県・市町村連絡会議」を設置し、沿岸市町村と県における適切な役割分担を整理・確認のうえ、一体的な取組を推進する。

##### ② NPOや地域団体等との連携による取組の推進

県や沿岸市町村は、震災津波関連資料の収集・活用等に当たっては、被災地で伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組むNPOや地域団体等の活動とも連携しながら効果的な取組を推進する。

#### (3) 留意事項

##### ① 収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発

収集・活用等の推進に当たっては、住民等の理解が必要であることから、県は、沿岸市町村や関係機関等と連携し、住民や関係団体を対象とする講演会や研修会、ワークショップ等の開催等を通じて、収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発に努める。

##### ② 伝承施設など関連施設間の連携

一部の沿岸市町村及び県が計画する震災津波伝承施設やメモリアル施設等の設置の動きを踏まえ、震災津波関連資料の収集・活用等に関する関連施設間の連携に努める。

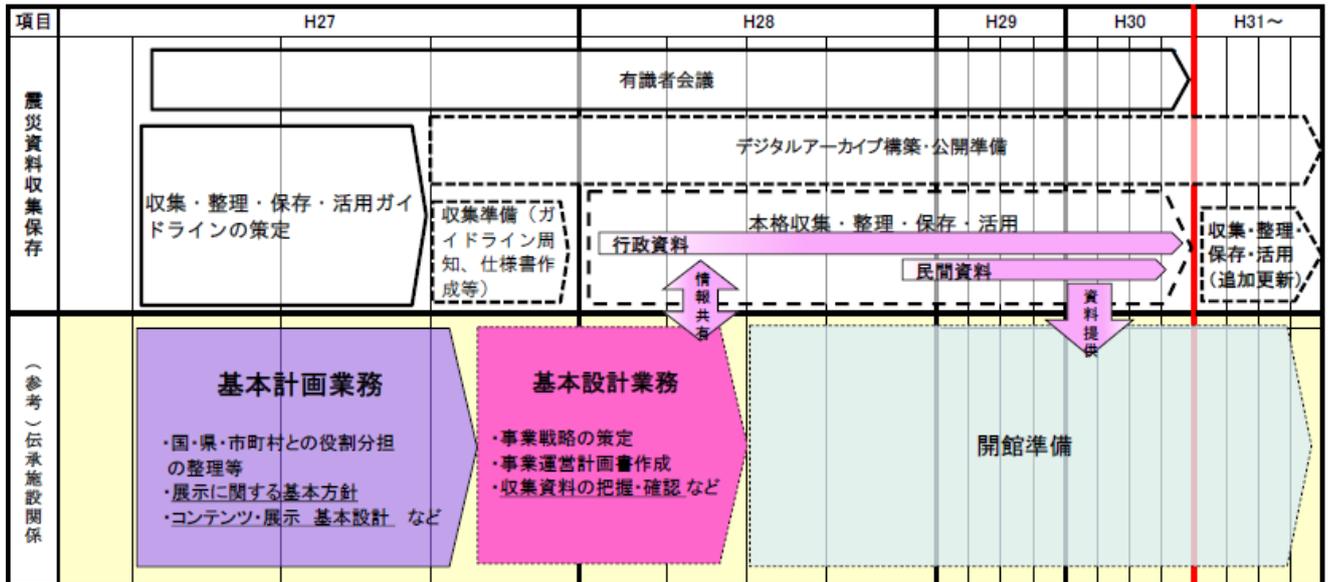
##### ③ 警察や自衛隊、報道機関等が保有する写真等の収集活用等の推進

警察や自衛隊、報道機関等が保有する写真等の震災津波関連資料については、県が窓口となり、沿岸市町村と一体となった収集・活用等の取組を推進する。

## 2 計画的な推進

震災津波関連資料の収集・活用等は長期的かつ継続的な取組が必要であることから、本ガイドラインのもと、計画的な取組を推進する。

【参考：全体スケジュール】



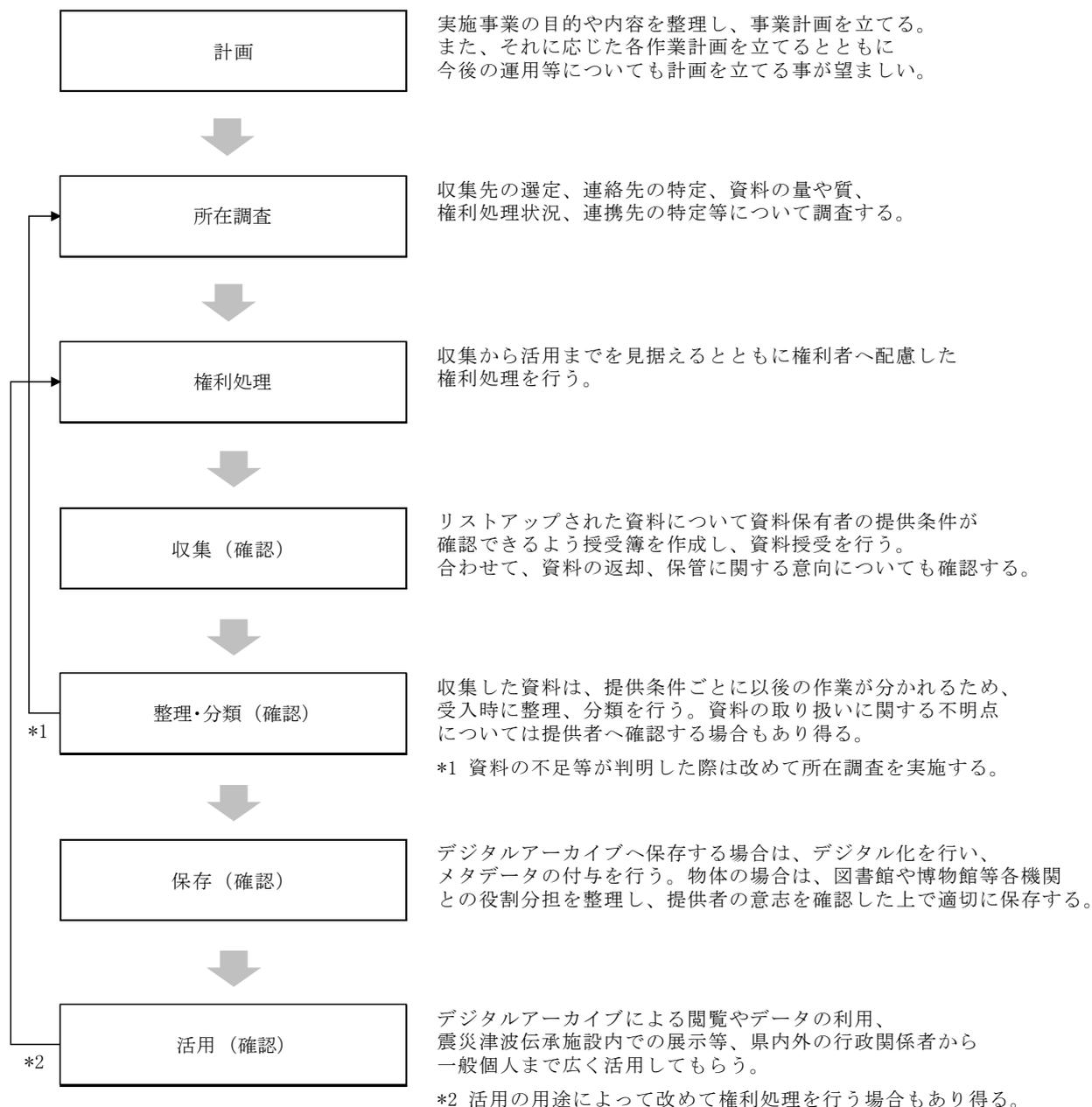
## 第4章 震災津波関連資料の収集・活用等プロセス

### 1 全体の流れ

本章では、震災津波関連資料の活用を想定した上で実際に収集・活用等を進める際の参考となるよう各作業方法や作業手順、作業上の留意点を述べる。

以下に、震災津波関連資料の収集・活用等の全体の流れを示す。

#### <全体の流れ>

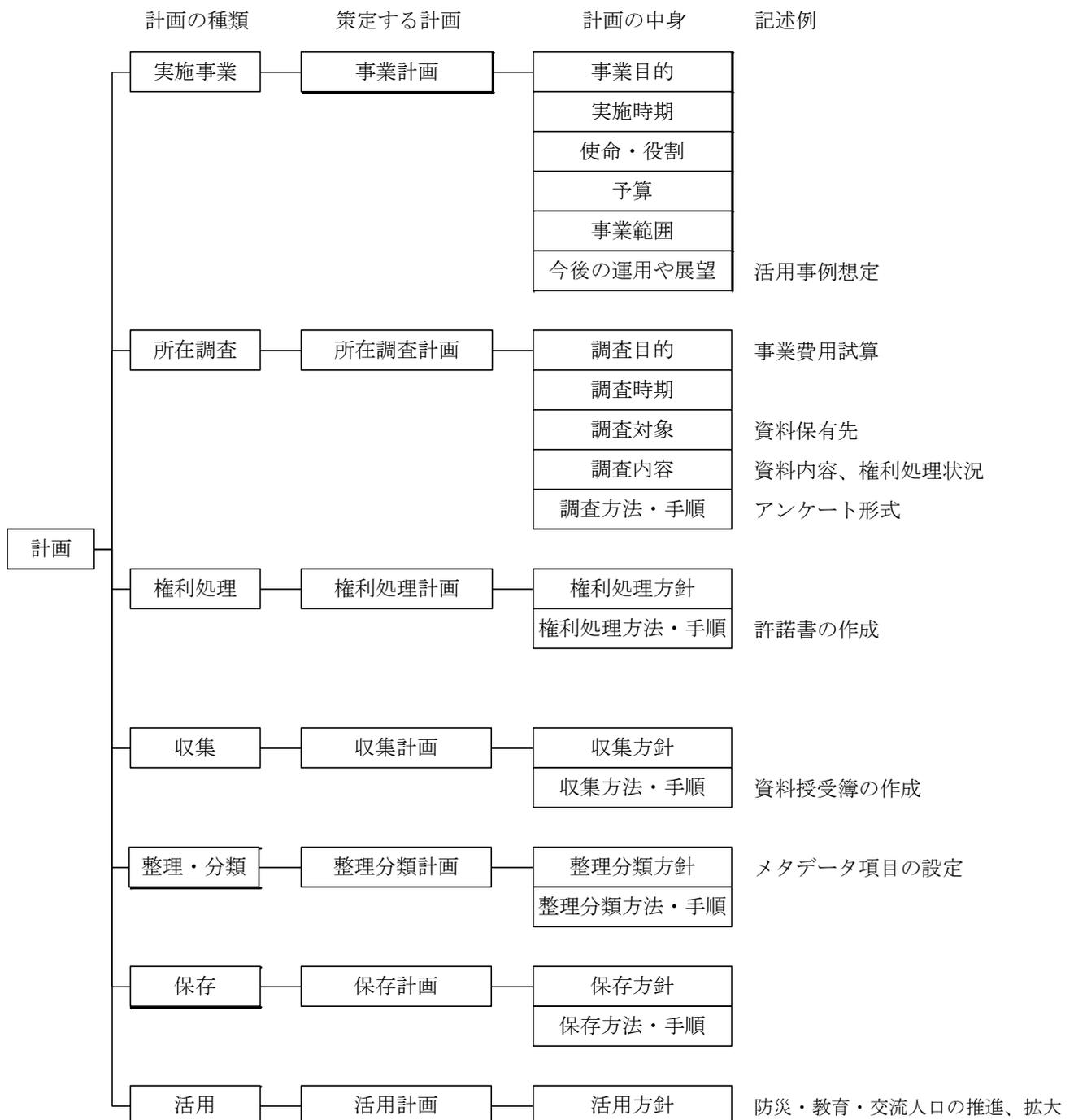


## 2 作業計画

震災津波関連資料の収集・活用等を実施していく上では、各プロセスにおける作業内容が多岐に渡ることに加え、資料数の増加に比例して作業費用も増大するため、事前に計画を立てる必要がある。以下に策定すべき計画の一覧を示す。

なお、本ガイドラインにおいて作業計画に沿った収集・活用等の計画を作成しているの、沿岸市町村においては、今後収集・活用等を進める上で必要に応じ、本ガイドラインを参考にされたい。

### <収集・活用等に関わる計画 一覧>



### 3 所在調査

#### 3-1 所在調査の方針

県は、収集・活用等の3つの目的(防災・教育・交流人口)に合わせた震災津波関連資料を収集するため、県及び沿岸市町村が保有する資料の調査を行う。県は、岩手県地域防災計画(地震津波災害対策編)及び岩手県復興計画を基本とした資料とし、沿岸市町村は、各市町村の地域防災計画及び復興計画を基本とした資料とする。

この調査では、保有する震災津波関連資料の分野(種類)や分量を調査し、今後の整理・活用等(震災アーカイブの構築、伝承施設での展示)を進める参考資料とする。

#### 3-2 所在調査方法・手順

##### (1) 県及び沿岸市町村が保有する震災津波関連資料の収集状況把握のための調査

県及び沿岸市町村を対象とし、行政が保有する震災津波関連資料の分野(種類)、分量などの収集状況を把握するための調査を実施する。

##### (2) 調査の全体概要

行政機関が把握済みの震災津波関連資料を調査するために、県は今回、収集する資料を明確にし、調査に関する事前説明会を開催し、説明後、各機関に震災津波関連資料に関する調査表を配布・回収し、資料状況の調査を実施する。

###### [調査対象機関]

- ・ 県(県立高校・県立病院含む)
- ・ 沿岸市町村(小中学校・消防含む)
- ・ その他ご協力いただける行政機関(出先機関、警察、消防、自衛隊、公共団体等)

###### [調査手法]

説明会開催時における県および参加市町村職員への説明と、各自治体に対する「調査表」への資料情報記載によるアンケート調査を実施する。

###### [県および沿岸市町村向け説明会]

速やかに説明会を開催し、県及び市町村職員への調査の協力促進に努める。

- ・ 期間：平成27年中(予定)
- ・ 場所：岩手県盛岡市内、沿岸市町村
- ・ 対象：県及び被災市町村職員(調査対象機関所属)
- ・ 内容：業務概要と状況把握にご協力いただきたい震災津波関連資料についての説明、及び沿岸市町村から県へ期待する役割や希望のヒアリング

###### [調査表の配布・回収]

県及び沿岸市町村担当者に、規定の「調査表」に資料情報を記載のうえ返送いただき、その結果を集計、分析する。

[調査結果]

調査表の調査結果を集計・分析し、行政が保有する資料の所在状況について部門単位、資料分類・数量等をできる限り詳細に把握する。

調査結果については、県及び沿岸市町村で共有することとし、各市町村は資料の収集・活用等を行ったり、震災津波関連資料の相互貸し出しを行う場合の参考とする。

## 4 権利処理

### 4-1 処理すべき権利の種類

震災津波関連資料の収集・活用等に当たって留意すべき権利は、次のとおり。

権利の区分		権利許諾が必要となる場面	権利者
著作権	複製権	アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要	著作権者
	上映権	展示等を行うために必要	
	公衆送信権	インターネット公開のために必要	
	翻訳権	メタデータ作成のために必要	
人格権	肖像権	映像、写真等で個人が特定できる場合に必要	映り込んでいる個人もしくは著作権者
	プライバシー権	個人が特定できる場合に必要	
	氏名権	個人が特定できる場合に必要	
	商標権	資料で商標が特定できる場合に必要	商標権者
	意匠権	資料で意匠が特定できる場合に必要	意匠権者
	所有権	収集した物を展示施設等で展示する場合に必要	所有者

### 4-2 権利処理に関する方針

#### (1) 権利者からの許諾に関すること

- ① 収集する資料の権利者が判明している場合にあつては、収集の際は、必ず権利者から関連する権利の許諾に関する同意書（以下、「使用許諾同意書」という）を得る。
- ② 支援団体から提供された資料など、権利者以外の第三者が作成・提供した資料等を収集する場合にあつては、必要に応じて第三者からの許諾（使用許諾同意書）を得る。
- ③ 権利者からの使用許諾同意書については、震災津波関連資料を外部機関等から幅広く収集するため、権利者が同意を撤回する権利を行使できることを明記するほか、権利を尊重した使用の条件等を確認できるものとする。

[使用の条件等]

ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開としないこと。

イ 第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。

ウ 提供した素材の複製物を県が第三者に提供することを認めること。ただし、県は複製物を有償で第三者に提供することを禁じること。

エ 資料の提供に当たっての活用（利用）の条件を確認すること。

※ 想定例「資料は防災、教育用途のみ利用可。資料は非公開」「震災後10年間は非公開」等

#### (2) 公開の基準に関すること

ア 企業広告が掲載された広報物、個人が特定できる写真など、商標権及び人格権などの権利者の権利を侵害する恐れがある場合は、当該資料を非公開とする。ただし、マスキング処理により企業や個人が特定されない処理した場合を除く。

イ ア以外に、権利者から公開の許諾を得ていない資料、及び権利処理関係が不明確な資料など、権利処理手続きが不相当と判断される場合も、当該資料を非公開とする。

ウ 資料の公開方法については、使用許諾同意書の活用（利用）の条件を遵守する。

【想定される公開区分と公開方法】

公開区分	公開方法
一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開
	・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開
限定公開 (貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定
	・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定
	・震災後 10 年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定
一部公開	・マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開
	・資料の存在のみを目録として公開
非公開	資料の存否以外は非公開

(3) その他

権利処理に関する方針については、他の自治体や外部機関等に対して、県が所有する震災津波関連資料を提供する場合についても、4-2(1) ③のア～エと同様の条件を付すこととする。

## 5 収 集

### 5-1 震災津波関連資料の収集方針

#### (1) 収集対象（収集先）

- ① 県は、県及び沿岸市町村が保有する震災津波関連資料を先行収集する。

また、津波被害の無かった内陸部市町村については、今後収集範囲を検討した上で収集する。

- ② 外部の機関や団体等（市町村内の団体企業等を除く）からは、沿岸市町村の意向等も踏まえて、必要に応じて順次、県が窓口となり一括して収集する。

[外部機関・団体等（平成 27（2015）年 9 月時点での想定）]

ア 岩手県外の応援自治体

イ 国（各省庁。特に自衛隊、国土交通省）

ウ 警察

エ 経済団体 - 商工会議所連合会、商工会連合会、経済連、県漁連、県建設業協会等

オ 民間企業 - マスメディア関連（テレビ局、ラジオ局、新聞社等）

カ 民間企業 - インフラ関連（電力、鉄道、通信等）

キ その他民間企業

ク NPO/NGO

ケ 一般個人

#### (2) 期間区分（時間軸）

- ① 県は、震災直後の初動対応を中心とした震災対応や復旧・復興に関する資料は、今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ・的確に対応する上で重要であることから重点的に収集する。

- ② 県は、将来の防災教育への活用等を見据えて、震災以前の各地域の暮らしの様子を伝える資料や三陸地域の地震や津波などに関する資料も収集する。

- ③ 県は、収集する期間について、県の復興計画期間（H23～30）を目安とし、継続的に実施する。終期については、国の復興期間（～H32）や各市町村の復興計画における復興事業の進捗等を踏まえて決定する。

[期間区分（時間軸）]

ア 震災以前

イ 震災対応期（県災害対策本部設置期間：H23. 3. 11～H23. 8. 11※1）

ウ 復旧・復興期（H23. 8. 12～H30 年度を目安※2）

※1 県災害対策本部会議は、全 49 回が行われ、第 49 回会議においてライフラインが全面的に復旧したこと、物資も地域での独自調達が可能で状況であること、応急仮設住宅がすべて完成したこと等、災害応急対策は一段落したと認められる状況にあること、また、同日開催の岩手県議会本会議において、復興基本計画が議決された。

※2 震災資料収集に係る復興期の終期については、県の復興計画（H23～30）の終期を目安とするものの、国の復興期間（H23～32）や各市町村の復興計画との整合性を図る観点から現段階で一概に決めることは困難である。今後の復興事業の進捗を注視しながら、継続的な資料収集を進める。

### (3) 収集範囲

#### ① 県（次ページ表を参照）

岩手県地域防災計画「地震津波災害対策編」（※3）及び岩手県東日本大震災津波復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

ア 各計画推進に関する重要な決裁文書

イ 自治体刊行記録物

ウ 被災状況写真、被災状況報告、記録誌作成時に収集した資料

エ 発災後から住民などに提供した資料

オ 復旧状況や復興過程などを住民に知らせるために作成・撮影・配付した資料（工事概要のパンフレットを含む）

カ 県主催、あるいは外部団体等の支援や協力による催事の広報資料

キ その他（住民や外部団体で作成・撮影・配付されたもので、県に提供された資料等）

※3 岩手県地域防災計画「地震津波災害対策編」及び岩手県復興計画に基づき震災津波関連資料を収集していく理由については、地域防災計画の各項目は、震災以前及び震災対応期の対応そのものであり、復興計画の各項目についても復旧・復興期の対応及び対応を予定しているものである。これらの項目を中心に震災津波関連資料の収集の基本項目とすることで網羅的かつ漏れが少なく収集することが可能になる。また、各項目に対して該当する部署が明らかになっていることから、各部署に簡便に収集依頼することが可能になる。

【県の収集範囲】

収集する資料	収集時に参照する既存計画	記載内容
<p>(1) 行政文書※</p> <p>右記「記載内容」に関わる事業を実施する過程で発生する行政文書のうち、以下の資料を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各計画推進に関する重要な決裁文書</li> <li>・自治体刊行記録物</li> <li>・被災状況写真、被災状況報告、記録誌作成時に収集した資料</li> <li>・発災後から住民などに提供した資料</li> <li>・復旧状況や復興過程などを住民に知らせるために作成・撮影・配付した資料</li> <li>・県主催、あるいは外部団体等の支援や協力による催事の広報資料</li> </ul>	<p>岩手県地域防災計画 地震津波災害対策編</p> <p>災害応急対策計画</p>	<p>活動体制計画 津波警報・地震情報等の伝達計画 通信情報計画 情報の収集・伝達計画 広報広聴計画 交通確保・輸送計画 公安警備計画 消防活動計画 津波・浸水対策計画 県、市町村等応援協力計画 自衛隊災害派遣要請計画 防災ボランティア活動計画 義援物資、義援金の受け付け・配分計画 災害救助法の適用計画 避難・救出計画 医療・保健計画 食料・生活必需品等供給計画 給水計画 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 感染症予防計画 廃棄物処理・障害物除去計画 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 応急対策要員確保計画 文教対策計画 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 ライフライン施設応急対策計画 危険物施設等応急対策計画 防災ヘリコプター活動計画</p> <p><b>* 以上の計画に位置付けられ作成された行政文書が対象</b></p>
	<p>岩手県復興計画</p> <p>「安全」の確保</p> <p>「暮らし」の再建</p> <p>「なりわい」の再生</p>	<p>防災のまちづくり 交通ネットワーク 生活・雇用 保健・医療・福祉 教育・文化 地域コミュニティ 市町村行政機能 水産業・農林業 商工業 観光</p> <p><b>* 以上の計画に位置付けられ作成された行政文書が対象</b></p>
<p>(2) 行政文書以外 その他、住民や外部団体で作成・撮影・配付されたもので、県に提供された資料等</p>		<p>手書き会議模造紙、メモ等</p> <p>避難所看板</p> <p>手紙</p> <p>その他</p>

※行政文書（岩手県情報公開条例第2条第2項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行するもの

イ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

## ② 沿岸市町村

各市町村の地域防災計画「地震津波災害対策編」及び復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、各市町村で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

※収集範囲は県と同じ（(4)①ア～キと同じ、以下省略）

## ③ 内陸部市町村

津波被害の無かった内陸部市町村については、今後収集範囲を検討した上で収集する。

## ④ 外部機関・団体等

外部機関・団体等が撮影・作成等を行った資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

ア 収集目的に合致し、県又は沿岸市町村に提供済又は提供可能な資料

イ 民間からの資料については、行政が作成する資料からは窺い知ることのできない、地域住民の「生活」が明らかとなるような資料（発災から暮らしの再建に至る過程でのさまざまなエピソードや教訓、移りゆく風景などを記録した資料はもとより、発災前の生活に関する資料）について、必要に応じて収集する。

## (4) 留意事項

[全般]

- ① 被災した有形・無形文化財の収集については、専門機関（岩手県立博物館、岩手県立図書館、（社）全日本郷土芸能協会ほか）との情報共有に努めるとともに、県内の有形・無形文化財等の情報収集・発信を行っている Web サイト「いわて文化情報大辞典」と連携した効果的な取組を推進する。
- ② 津波で庁舎が流された市町については、震災前の当該市町が保有する資料が多く失われたことから、当該市町の意向を踏まえて県が保有する震災前の当該市町の資料を提供する。
- ③ 現時点で公開できないと判断される資料であっても、将来公開できる可能性も想定し、収集資料の範囲や期間区分（時間軸）の設定を検討する。

[現時点で公開できないと判断される資料（現時点での想定）]

ア 御遺体が写っている写真

イ 防災上重要な証言記録ではあるが地域コミュニティの関係性を壊す可能性がある記録

ウ 権利者が公開時期を指定した資料 など

[現物（遺物・遺構）]

- ① 県は、現地に現存する遺物については、岩手県立博物館など関係機関と連携の上、展示等での活用が見込まれるものについて、現地調査を行った上で必要に応じて収集する。
- ② 震災遺構の保存については、検討の対象外とする。

ただし、遺構については、高田松原津波復興祈念公園内に整備予定の伝承施設やウェブサイトを通じて情報発信を行う。

[復興のプロセス/復興まちづくり]

地域やコミュニティの再建がどのように行われたのかを伝えられるよう、復興まちづくり協議会資料や議事録等について収集する。なお、公開等に当たっては、市町村の意向も十分踏まえる。

[一次資料/避難所]

- ① 震災直後（発災後 72 時間以内※を目安）に関する資料については、写真や映像等を中心に可能な限り収集を行う。

※人命救助において概ね発災から 72 時間が経過した段階で救出生存率が大きく減少するとされていることから、震災直後の初動対応の重要性が求められる時間とされていること。ただし、異説もあることから目安として設定するもの。

- ② 災害時における被災者の生活改善に役立つ貴重な資料であることから、避難所における震災対応の資料についても、収集に努める。

## 5-2 収集方法・手順

収集先である市町村等の負担が生じないように、収集先の震災津波関連資料の所有状況に関する所在調査を踏まえ（「3. 所在調査」の節参照）、具体的な収集対象リスト（一覧）を作成の上、提供を求めらる。

なお、具体的な収集方法・手順については第3回有識者会議において素案を提示する。

## 6 整理・分類

デジタルアーカイブや展示施設の閲覧者が利用しやすい整理・分類方針（分類、資料形態、メタデータ（資料の詳細情報を表すデータ）案）を、総務省ガイドラインや先行事例を参考に、第3回有識者会議において素案を提示する。

## 7 保存

### 7-1 震災津波関連資料の保存方針

- (1) 本ガイドラインに基づき収集した震災津波関連資料については、活用を図るため、書籍、刊行物等の二次資料については岩手県立図書館、遺物については岩手県立博物館等関係機関との役割分担を整理のうえ、適切に保存管理を行う。
- (2) 本ガイドラインに基づく収集範囲以外の震災津波関連資料についても、法務学事課長通知に基づき、保存期間満了後に廃棄処分としないで、適切に保存管理する。なお、保存期間満了後の震災津波関連資料を歴史的文書として保存するため、早期に保管場所を確保する。
- (3) 県は、市町村に対しても、市町村が所有する震災津波関連資料については、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分としないで、当面、適切に保存するように要請していくものとする。

### 7-2 保存方法・手順

アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）ごとの保存方法・手順を第3回有識者会議において素案を提示する。

【参考資料】：岩手県（知事部局）における震災津波関連資料の保管に関する通知

法 学 第 1 6 号

平成 27 年 4 月 2 日

本庁各室課等の長  
広域振興局の部等の長  
広域振興局の部等に置く所の長  
広域振興局等以外の出先機関の長

} 様

法務学事課総括課長

#### 平成 26 年度ファイル管理簿の提出等について

このことについて、行政文書管理規程（平成 11 年岩手県訓令第 5 号）第 49 条第 2 項の規定により、ファイル管理簿のうち平成 26 年度に完結した行政文書に係る部分のものを下記により平成 27 年 4 月 30 日（木）までに提出願います。

#### 記

##### 1 提出方法

ネットワークコンピュータの「[法務学事公一★040\\_1【文書担当】一★H26 ファイル管理簿（H27 年 4 月提出）](#)」の地区ごとのフォルダに、ファイル管理簿の「部局名」及び「室課等」の欄に記載している事項をファイル名として保存することにより提出してください（例：総務部法務学事課）。

##### 2 留意事項

- (1) 提出いただいたファイル管理簿については、知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成 11 年岩手県規則第 40 号）第 10 条第 3 項の規定により一般の閲覧に供することとなりますので、ファイル名自体に個人名、企業名等の保護に値すべき情報が含まれている場合には、記載を適宜調整してください。
- (2) ファイル管理簿は、永年方式により作成することとされているので、平成 26 年度のファイル管理簿については、平成 25 年度分のファイル名等に引き続き記載してください。  
ただし、今回の提出に際しては、エクセル表を加工して、平成 26 年度分のみ提出してください。
- (3) 行政文書の分類及びファイル管理簿の作成については、別添通知を参照願います。  
また、ファイル管理簿の様式を加工して使用している場合は、必ず標準の様式に戻して提出してください。

##### 3 東日本大震災津波に関する文書について

東日本大震災津波に関する文書については、今後、歴史的な文書として保存するため、保存期限満了後に廃棄処分としないように配慮願います（保存すべき文書については、別紙を参考としてください。）。

なお、当該文書に係るファイル管理簿の記載については、別添、作成例を参照願います。

担当 情報公開担当 白沢（内 5056）

## 東日本大震災津波に関する保存すべき文書の例示

東日本大震災津波に関する保存すべき文書を例示すれば以下のとおりであるが、これに限定せず、広く保管するようにしてください。

1 決裁、供覧済み文書等	
(1) 被害状況	東日本大震災津波による被害状況に関する文書
(2) 緊急・応急対策	緊急・応急対策の取組に関する文書
(3) 施策	東日本大震災津波に係る計画の立案、進捗状況等に関する文書
	東日本大震災津波に係る施策の立案、実施等に関する文書
(4) 議会、委員会等	東日本大震災津波に係る議会等への対応に関する文書
(5) 制度	東日本大震災津波に係る制度の新設・改廃に関する文書
	東日本大震災津波に係る国の特例制度、通達等に関する文書
	東日本大震災津波に係る行政組織の改廃に関する文書
(6) 調整	東日本大震災津波に係る国又は市町村との調整に関する文書
	東日本大震災津波に係る民間団体との調整に関する文書
(7) 財政	東日本大震災津波に係る予算・決算に関する文書
	東日本大震災津波に係る基金に関する文書等
	東日本大震災津波に係る契約に関する文書
(8) 外郭団体	東日本大震災津波に係る外郭団体の設立、事業等に関する文書
(9) 調査	東日本大震災津波に係る研究及び調査、統計等に関する文書
(10) 儀式、行事等	東日本大震災津波に係る儀式、表彰等に関する文書
	東日本大震災津波に係る行事、会議等に関する文書
(11) 争訟	東日本大震災津波に係る争訟に関する文書
(12) 義援金等	東日本大震災津波に係る義援金、義援物資等に関する文書
(13) 相談	東日本大震災津波に係る広報、広聴、相談等に関する文書
(14) その他	東日本大震災津波に関する事象を記す文書
2 各種検討資料、記録、図面、メモ等	
(1) 決裁等の作成過程での検討資料	
(2) 庁内(部内・課内・担当内会議、協議を含む。)会議、協議での検討資料	
(3) 対外的な会議、協議での検討資料	
(4) 委員会、審議会等の記録	
(5) その他重要なメモ等	
3 その他参考資料	
復興施策検討のために集めた他の災害関連資料 等	

## 8 活用

デジタルアーカイブや震災津波伝承施設における情報発信の方針、方法について第3回有識者会議において検討する。

また、活用にあたっての留意点、ポイント、解決（処理）方法などについてQ&Aなどを明示する

### 参考資料（第3回有識者会議において提示予定）

- 《参考1》 用語の説明
- 《参考2》 収集・整理・保存・活用におけるQ&A
- 《参考3》 関係するガイドライン
- 《参考4》 先行事例（県内・県外）
- 《参考5》 本ガイドライン作成までの経過